

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職
利根導水総合管理所長 秋場 宣吉
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | | |
|-----------|---------------------|-----------------------|
| 1 件 名 | 二酸化炭素消火器購入 | (オープンカウンター方式による) |
| 2 納 品 場 所 | 埼玉県行田市大字須加字船川4369番地 | 独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所 |
| 3 納 期 | 契 約 締 結 の 翌 日 から | 120日間 |
| 4 内 容 等 | 別途交付する仕様書等のとおり | |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | | | |
|--|--|-------|----|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 | | |
| 2 見積参加要件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「物品等の製造又は販売」で登録しており、業種区分が「その他」で営業品目が「消防用品」の者であり、かつ群馬県または埼玉県に本店または支店がある者 | | |
| 3 見 積 書 等 | | | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 | | |
| 2) 提 出 方 法 | 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載) | | |
| 3) 見 積 書 提 出 期 限 | 令 和 7 年 11 月 5 日 | 10:00 | まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所
FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei_tonede@water.go.jp | | |
| 5) 担 当 者 | 契約担当 | | |
| 6) 質 問 書 提 出 期 限 | 令 和 7 年 10 月 28 日 | 10:00 | まで |
| | ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。 | | |
| 7) 見 積 日 時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。 | | |
| 8) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、 | | |
| | 再度の見積提出の期限は 令和7年11月6日 10:00 までとします。 | | |
| 9) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 | | |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。 | | |
| 5 そ の 他 | | | |
| 1) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。</u> | | | |
| 2) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 | | | |

二酸化炭素消火器購入 仕様書

1 件名

二酸化炭素消火器購入 (オープンカウンター方式による)

2 納入品目

別添数量表のとおり

3 納入場所

〒361-0004

埼玉県行田市大字須加字船川4369番地

独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所

電話 048-557-1501

4 納品における配送料等諸経費について

配送料等の諸経費も見積に含めるものとする。

5 納期

契約締結の翌日から120日間とする。

6 その他

本仕様書に記載なき事項については、発注者受注者協議して定めるものとする。

以 上

数量表

件 名:二酸化炭素消火器 購入 (オープンカウンター方式による)

	品 名 等	規 格 等		単位	数量	参考カタログ等
1	二酸化炭素消火器	7型 (薬剤3.2kg入り)	(1)日本消防検定協会の合格証票及びリサイクルシールが貼付されたものであること。 (2)令和6年から令和7年の間に製造された製品であること。 (3)「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の適合品であること。	本	13	